

# 資料 1—①

## 通称名について

# 通称名について

## 住民基本台帳事務における通称名の取扱いについて（案）

（住民票における通称名の取扱い）

- 外国人登録における取扱いにならない、住民票の氏名欄に括弧書きで記載する。

＜仮住民票作成の場合＞

- 既に外国人登録において通称名が登録されている場合には、仮住民票作成に当たって、氏名欄に括弧書きで記載し、引き続き認める。

（関連する論点）

- 住民票の閲覧について  
閲覧の対象とする（通称名のみでの閲覧は認めない。第三者からの請求も可能。）。
- 住民票の写し等の交付について  
住民票の写し等の対象とする（通称名のみでの写し等の交付は認めない。第三者からの請求も可能。）。
- 転出証明書について  
氏名欄に括弧書きで記載する。
- 住基ネットについて  
本人確認情報として住基ネットに送信する。広域交付、住基カードによる転出転入の特例、転入通知においても、通知事項とする。
- 住基カードについて  
氏名欄に括弧書きで記載する（通称名のみでの交付は認めない）。
- 法務省との連携について  
法務省との情報のやりとりに当たって通知事項としない。

## 住民基本台帳事務における通称名の認定について（案）

- 外国人登録における取扱いにならない、通称名を登録、変更登録する場合には、当該通称名が社会生活上日常的に用いられていることについて、立証資料で使用実態を確認する取扱いとする。
- 例外的に、本邦における使用実績がない状況でも、外国人登録における取扱いにならない、①通称名を有する外国人の子として出生した場合、②日系人の氏名の日本式氏名部分を登録する場合、及び③婚姻等身分行為により相手側日本人の氏（通称名を有する外国人の通称名氏を含む。）を登録する場合などは通称名の登録を認める。新規入国者で上記①から③の事例に該当しない場合に、通称名を創設的に登録することは適当ではない。
- 使用実績を厳格に確認することとする（例えば、複数の立証資料の提出を求める、通称名を使用するに至った理由や通称名の使用期間の陳述書の提出を求める、通称名で受領している手書きの郵便物については、立証資料として認めないなど）。